

26年5月向け短答上級講座／短答3倍速講座 企業法  
上級フォーサイト 企業法 短答問題集2  
訂正のご案内

平素はLEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

26年5月向け短答上級講座(EA/B26131)／短答3倍速講座(EB26312) 企業法の下記教材にて訂正事項がございましたので、お知らせ致します。

教材作成上の不注意により訂正事項が生じたことを、心よりお詫び申し上げます。今後改善に努めてまいりますので、受講生の皆様におかれましては、何卒ご了承頂けますよう、宜しくお願い申し上げます。

ES26030 上級フォーサイト 企業法 短答問題集2

P279

【誤】

□□□ 問題26 〈誤〉

本肢は、「内閣総理大臣が発行登録書を受理した日から」という点が誤りである。発行登録に係る有価証券の発行予定期間は、発行登録の効力が生じてから2年を超えない範囲内において内閣府令で定める期間とされる(金商23条の6第1項)。そして、発行登録の効力が生じるのは、内閣総理大臣が発行登録書を受理した日から15日を経過した日である(金商23条の5第1項、8条1項)。

【正】

□□□ 問題26 〈正〉

公開会社は、取締役会の決議によって募集事項を定めたときであっても、株式会社が募集事項について払込期日の2週間前までに金融商品取引法4条1項又は2項の届出(有価証券届出書の提出)をしている場合、その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、通知・公告は不要である(会社201条5項)。会社法と金融商品取引法の開示規制の差異によって、株式会社に過重な負担をかけることを避ける趣旨である。